

第8回定例理事会議事録

日時：2018年(平成30年)11月15日 13:32-14:30

場所：日本人会事務局ミーティングルーム
(ピア・マリン1階101C号室)

出席者：理事13名、監事1名、領事館1名、事務局1名、
(欠席理事3名、監事1名)

議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。
ご興味のある方は是非ご覧下さい。】

1. 理事会成立の確認

理事定数15名の3分の2の出席を確認。

2. 報告

(1) 教育部(権田部長)

- ・学校理事会の報告
- ・12月2日に日本人学校のスクールパフォーマンスがあるので理事の観覧をお願いする。
- ・グアム教育省を通じ連邦政府プログラムによる譲渡品を今年申請したので今後も続けたい。
- ・巡回教育相談(財団)開催で2名来島、14組が出席し参考になった。
- ・教職員の旅費規程の日当を変更した。
- ・修学旅行の引率人数は3名希望だが、全体の生徒参加人数とそのときの状況によって対応する。

(2) 文化部(プール理事)

- ・ハロウィンパーティーは無事終了。
- ・領事館から、今年のカバナーツリーデコレーションは中止との情報を受けた。
- ・3月のアートアンドクラフトフェア開催に関する文化部会を12月に開催する。

(3) 青年部(吉野部長)

- ・11月9日の第6回実行委員会の報告。
- ・スポンサー関係は、寄付金現在\$72,100ドル。食品関係は、15社18ブースで確定。保健局より衛生証明書を受け取る。報道、広告関係は、権田副会長がラジオインタビューに出演。PDN本日広告掲載。トロピカルカラーの鈴木さんが当日写真を撮影するとの報告。進行・内外団体関係は、司会者との最終打合せを祭り直前に予定。グアム副知事へ招待訪問本日予定。運搬車両・交通・駐車場関係は、バス停の看板をフォトタウンにて保管。申請関係は、祭り保険加入の詳細の説明。理事はそれぞれの会社で加入している保険で対応すること。祭りは雨天決行とするが、台風の場合は会長・副会長・実行委員長・総務部長の4名で協議し対応を決定する。結果はPDNで告知。チケット関係は、法被の販売を現金でも受け付けるか協議。協議の結果、現金はチケットブース以外で取扱わないことに決定。(その他詳細は、理事会資料にある実行委員会議事録参照のこと)
- ・次回の秋祭り実行委員反省会は12月開催予定。会場未定。
- ・その他。1) 青年部がSNSのFBで秋祭り情報を配信。ターゲット広告費として\$6の経費を計上。承認された。2) 国歌斉唱の担当者に30枚のチケットをお礼と渡すに当たって\$30の経費を計上。承認された。

(4) 渉外広報部(戸邊副部長)

玉崎渉外広報部長の紹介。
秋祭りの広告に関する状況を報告。ペプシが今週よりKUAMテレビにて宣伝。

(5) 商工部(中根理事)

- ・来年2月または3月頃に法律セミナーを開催予定。タイタノ誠弁護士と相談中。

(6) 総務部(中村部長)

- ・会員 保険加入者(11月)2人(前月比1名減)
- ・西日本豪雨災害義援金は事務局がグアムで日本円に両替し(220,000円)、日本から日本赤十字へ送金した。残り44セントは、サイパン台風義援金とした。
- ・サイパン台風被害義援金募集中。
- ・日本人会事務局で、秋祭りチケット、法被の販売を10月22日から開催する。
- ・新年祝賀会は、2019年1月1日午前10時から12時まで、ヒルトンホテル内1階ロイズ隣のギャラリーで開催予定。お節料理の準備あり。
- ・次回理事会は12月20日(木)の開催予定。

(7) 会計部(横田部長)

- ・会計報告は理事に昨日メールで送付した。

(8) 総領事館より(尾形首席領事)

- ・秋祭り、日本人会の多大な努力に大変感謝している。

3. その他

- ・日本の自衛隊4名が表敬訪問。関口会長がパシフィックランドリーで面会し、祭り用の法被2枚を贈呈した。
- ・新理事に法被を貸し出す。
- ・前夜祭に理事の出席を促す。午後7時より9時まで。次回、第9回定例理事会は12月20日(木)13:30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。

総務部 部長 中村 一樹

選挙権年齢は18歳以上です。在外選挙制度で登録・投票を!



「大切な 未来を築く その権利」

~海外からも日本の国政選挙の投票ができます~

在外選挙人名簿登録資格 ①満18歳以上 ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方

登録・投票は簡単です



用意するもの



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。
申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。
※申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます



外務省 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在ハガツニャ日本国総領事館
TEL: 1-671-646-1290 Mail: infocgj@ag.mofa.go.jp または「外務省 在外選挙」検索まで。